

のお知らせ

申告は郵送でも
できるよ！



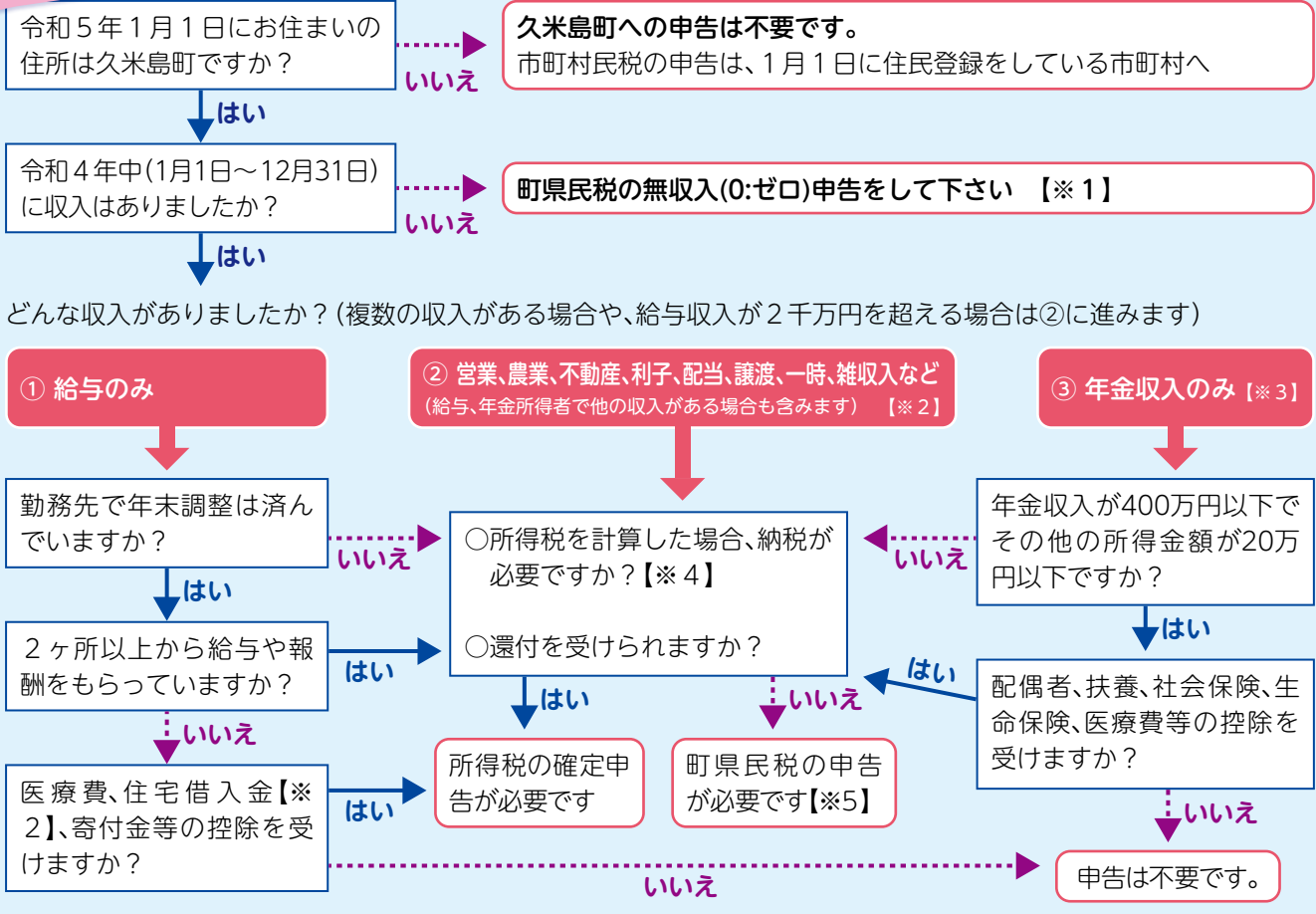
申告期間：2月16日～3月15日まで

令和5年度町県民税を決定するために、前年1年間(令和4年中)の収入について申告していただきます。

この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「所得証明書が発行できない」「保育料が高い段階になる」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月15日(水)までに申告して下さい。

あなたは申告が必要？確認してみましょう

スタート!



- 【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川出張所(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。
- 【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、沖縄税理士会による「無料相談会」で申告をお願いします。
- 【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をしてください。
- 【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越しください。
- 【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)

申告の際は利用者識別番号が必要になります！

令和3年分より、町で作成・受付をした申告書は電子データで税務署に提出することから、申告者の利用者識別番号(16桁)が必要になります。番号を取得していない場合は、申告会場で番号取得をするためご協力をお願いします。なお、昨年役場で申告した方は、利用者識別番号を発行した書類をご持参ください。

◆ 利用者識別番号とは？

e-Taxを利用するために必要な16桁の番号のことで、利用者本人を確認するものです。
※マイナンバーとは異なります。